

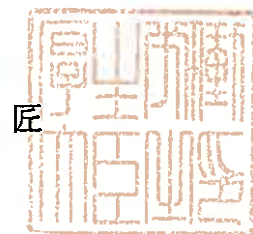
厚生労働省発職 0325 第 7 号

平成 31 年 3 月 25 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

(人材開発統括官関係)

第一 雇用関係助成金の見直し

一 雇用保険法施行規則の一部改正

1 2 (略)

3 特定求職者雇用開発助成金制度の改正

(一) (略)

(二) 長期不安定雇用者雇用開発コース助成金制度の改正

長期不安定雇用者雇用開発コース助成金を安定雇用実現コース助成金とし、三十五歳以上六十歳未満の求職者であつて、通常の労働者として雇用された期間を通算した期間が一年以下であり、雇入れの前日から起算して過去一年間に通常の労働者として雇用されたことがないものを、通常の労働者として雇い入れる事業主に対して支給するものとする。

11 人材開発支援助成金制度の改正

- (一) 一般訓練に係る助成の対象事業主について、中小企業事業主以外の事業主を追加すること。
 - (二) 有給教育訓練休暇制度に係る助成の対象事業主に中小企業事業主以外の事業主を追加するとともに、長期の教育訓練休暇制度を創設し、イに該当する事業主に対して、ロに掲げる額を支給するものとする。
- イ 次のいずれにも該当する事業主であること。
- (イ) 雇用する被保険者のキャリア形成を支援するため、自発的職業能力開発を受けるために必要な百二十日以上（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）の付与による自発的職業能力開発を受ける機会（確保等）を通じた職業能力開発及び向上を促進する措置を新たにを行った事業主であること。
 - (ロ) (イ)の措置の適用を受ける一定数の被保険者が生じた事業主であること。
 - (ハ) 事業内職業能力開発計画を雇用する被保険者に周知した事業主であつて、当該事業内職業能

力開発計画に基づき(イ)の措置に係る計画を作成及び周知したものであること。

ロ 次に掲げる額の合計額

(イ) 二十万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、二十四万円）

(ロ) 雇用する被保険者に与えた有給休暇の日数（当該被保険者一人につき、百五十日間を限度とする。）を合計した数に六千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、七千二百円）を乗じて得た額（一の事業主につき、当該措置の対象となる被保険者の数が一人以上の場合、当該事業主につき一人（被保険者の数が百人以上の場合、当該事業主につき二人）までの支給に限る。）

(三) 人材開発支援コース助成金の福島県に所在する事業主を対象とする特例措置について、平成三十二年三月三十一日まで延長すること。

12
13 （略）

14 認定訓練助成事業費補助金制度の改正

特定被災区域内の事業主等を対象とする特例措置について、平成三十二年三月三十一日まで延長す

ること。

15
16 (略)

二
四 (略)

第二 (略)

第三 その他

- 一 この省令は、平成三十一年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。